
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.152 2019/1/12

1 英国産牛肉等の輸入手続を再開

平成31年1月9日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は、標記情報を公表し、同日、医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各検疫所長宛「英国から輸入される牛肉等の取扱いについて」通知を出した。また、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から各都道府県知事等に情報が提供されている。その主な内容は次の通り。

BSE発生国である英国の牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品については、平成8年3月から輸入手続を停止していた。一昨年8月に食品安全委員会に輸入再開のための輸入条件について諮問し、昨年2月に同委員会より食品健康影響評価結果が通知された。

この評価結果を踏まえ、厚生労働省では、英国政府との対日輸出条件に係る協議を行い、現地調査を実施し、今般、英国産牛肉及び牛臓器の輸入手続を再開することとした。対日輸出条件は次の通り

- 月齢制限については、30 か月齢未満とする。
- 対日輸出が認められない部位の範囲は、扁桃、回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分）、12 か月齢超の脊髄及び12 か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く）とする。

その他、英国産めん羊肉及びめん羊臓器についても、対日輸出が認められない部位（脾臓、回腸、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く）及び12か月齢超の脊髄）を除き、輸入手続きを再開することとした。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178994_00001.html

検疫所長宛通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000466665.pdf>

各都道府県知事等宛通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000466663.pdf>

2 J A S 協会特別セミナーのご案内

一般社団法人 日本農林規格協会は、平成31年2月13日（水）に特別セミナーを開催する。開催要領は次のとおり。J A S 協会会員は無料、会員外は5,000円。先着順、定員150名。申し込みは直接 J A S 協会へ。

【日時】平成31年2月13日（水）13時30分～16時45分

【会場】エッサム神田ホール2号館、3階大会議室（東京都千代田区内神田3-24-5）

【内容】

1. 家畜伝染病の世界の状況と日本の対策（講師：伊藤和夫氏（農林水産省動物検疫所長））
2. 日本と世界における添加物の表示（講師：脊黒 勝也氏（一般社団法人 日本食品添加物協会常務理事））
3. 食品表示をめぐる最近の状況（講師：赤崎暢彦氏（消費者庁食品表示企画課長））

<http://www.jasnet.or.jp/3-koushukai/3.1.5.html>

3 JAS 専門講習会申込み期限迫る。

当研究所が1月24～26日に開催する J A S 品質管理責任者等専門講習会の申込期限が1月15日と迫っている。希望されるときは15日中に申込みいただきたい。

<http://www.shokunikukaken.jp/topics/1051/>